

# WE ARE YOUR DOL



## 労働基準監督署

### 労働基準法執行手続きに関する通知

#### 苦情の受理と審査：

個人が雇用関連の苦情に関して、**労働基準監督署**に直面で、電話、または郵送で連絡をしてきた場合、まず、当該問題が当監督署が介入する法的権限を有する問題であるか、つまりその問題が当監督署の「管轄権」内にあるかどうかを判断します。明らかに該当しない場合は、お客様を最も適切にサポートできる機関または組織をご案内するようあらゆる努力を尽くします。

苦情が労働基準監督署の管轄内にある可能性がある場合は、**苦情フォーム**への記入を求めます。苦情フォームの記入が完了すると、「苦情」は「申し立て」に変わります。当監督署による申し立ての確認または調査中は適時、追加情報の提供を求める場合があります。提出いただいた苦情フォームを確認した後、それに割り当てられた苦情番号 (**LCM#**)

とともに、申し立てのステータスと、さらに調査するためにお客様の申し立てが受理されたかにつきメールにて通知します。求められた追加情報を提供しなかった場合、申し立ての評価が遅延し、NYS DOL が申し立ての調査を却下する場合があります。

申し立てを提出することにより、お客様はNYS DOLが労働委員長の職権であなたの申し立てを調査するために受理するかどうかを評価し、受理された申し立てについて調査範囲を決定し、申し立てを可能な限り迅速に解決することを認め、理解したことになります。苦情の処分と違反の解決は、労働委員長が決定するものとします。

#### 申し立ての調査：

お客様の申し立ての調査が受理された場合、郵送でケース番号 (**LS#**) が発送されます。捜査に着手できるスタッフが確保され次第、ケースが割り当てられます。お客様のケースが捜査官に割り当てられると、割り当てられた旨を通知する手紙が送付されます。申し立て毎に事実と事情が異なるため、当監督署は、調査中に**複数の執行技術を使用することができます**。調査にかかる時間も、雇用主がどれほど協力的か、いずれかの当事者からの必要情報の提供、また説得力のある証拠（記録や証言など）がどれほど入手できるか、などによって異なります。通常、調査は**監督署**が電話、手紙、または直接に雇用主に連絡することから始まります。雇用主が申し立ての事実を提示し、情報の提供を求め、補償を求める最初の手紙に回答しなかった場合、2回目の手紙を送付することがあります。終了するまで調査の状況について定期的にお知らせするため手紙を発送します。

#### 現場調査：

場合によっては、現地の訪問や調査が労働法違反を是正するため必要となる場合もあります。これは、雇用主が当方の違反解決の努力に応じず、違反が職場全体に影響を与えるか、職場で調査を行うことが最適である場合に行われます。

#### 調査会議：

場合によっては、雇用主は、申し立てに含まれる問題について話し合うための会議への出席を求められることがあります。紛争またはコンプライアンス違反が存在する場合、未解決の問題を解決するために、お客様と雇用主が招集され、**コンプライアンス会議**が開催される場合があります。

### **調査の終了、調査結果の提示:**

調査が終了し、違反の発生が明らかとなった場合、**監督署**は未払い賃金支払の取り決めを含めて違反を是正します。しかし、雇用主が遵守をしない、または賠償を怠った場合、**労働委員長**は**遵守命令**を発行する場合があります。違反の認定や遵守命令の発令によっても、すべてのケースでの回収が保証されるとは限りません。監督署の調査結果に不満のある雇用主は、**産業審判委員会**に正式な審問を申し立てることができます。当上訴手続き中は、ニューヨーク州労働局が従業員の代理を務めます。命令順守プロセスの解決には、雇用主に当監督署の調査結果に異議を唱え、申し立てに反論するための証拠を提示し、証人を召喚する権利があるため、数年を要する場合があります。

### **民事または刑事手続き:**

**遵守命令**に対する適時の不服申し立てがなされず、雇用主が依然として支払いを行っていない場合、かかる問題は民事執行のために郡書記官に付託され、「**金銭の支払いを命じる判決 (money judgment)**」が下されることとなります。これらの判決は**10年間有効**であり、**監督署**は**召喚状**または他の手段により、判決に対する回収を試みます。すべての命令が判決に付託されるわけではありません。労働局は、一定の条件下では徴収行為を行うことができません。お客様のケースに適用される場合は、この条件をご説明します。雇用主に対する判決が下されても、労働局の回収は保証されません。

### **判決の譲渡:**

**金銭の支払いを命じる判決**により賃金を支払うべき者がいる場合、その者は、強制執行および取立て行為を自ら行うために、**労働委員長**に対して判決の譲渡を要求することができます。

さらに、十分な証拠があり、当該ケースが受理されるための他の一定の法的基準（雇用主の所在が判明した場合など）が存在する場合には、司法長官への**刑事訴追**の付託も選択肢となる可能性があります。刑事訴追はニューヨーク州労働法の違反に関して行われるものであり、影響下にある当事者に支払われる金額に関して行われるものではありません。

### **申し立てを求めるための代替手段:**

未払い賃金、賃金補填、残業代、損害賠償などを**少額訴訟裁判所**で請求することができます。少額訴訟裁判所とは、個人が弁護士なしで、金銭だけを求めて訴えることができる非公式な裁判所です。扱う金額には上限があり、町裁判所や村裁判所では3,000ドルまで、市裁判所では5,000ドルまでとなっています。損害賠償請求額が3,000ドルまたは5,000ドルを超える場合に、上限を超えないように2つ以上の請求に分けるという手段は取れません。請求額が上限を超える場合は、民事裁判を起こすことができます。

ニューヨーク州の全ての市町村には少額訴訟裁判所があります。

裁判を起こすためには、フォームに必要事項を記入し、正しいな法人名・実名、事業所の住所を記載する必要があります。法人名を確認する場合は、郡書記官にご相談ください。訴訟申し立てにかかる費用は、請求額やお住まいの地域によって異なりますが、最高で20.00ドルです。

通訳が必要な方には、裁判所が無料で通訳を提供します。

ご質問については、ニューヨーク州統一裁判制度1-800-CourtNY (800) 268-7869、または[question@nycourts.gov](mailto:question@nycourts.gov)にお問い合わせ頂くか、[www.nycourts.gov](http://www.nycourts.gov)をご覧ください。